

平成22年3月7日

市民キャビネット福祉部門からの提言【施策編】(案)  
「福祉のある優しい我がまちづくりをめざして」

< 施策提案 >

- 1 介護 「地域支援事業」について名称・目的を明確化し、事業内容の重点化・義務化を行うこと
  - ・名称の変更:「地域生活支援事業」
  - ・目的の明確化:要介護者に対する地域生活の継続支援
  - ・事業内容の重点化・義務化:「包括的支援事業」および「介護予防事業」とは別途に、要介護者が地域生活を継続するために必須である事業に重点化・義務化を行うこと(枠外の生活支援、移動、食事、介護者支援など)。
- 「包括的支援事業」について、地域包括ケアの目的を「要介護になっても地域生活を継続するための支援やその体制づくり」と明確化し、「地域包括ケア支援事業」と名称を変更し、その観点から再整理を行うこと
  - ・「要介護になっても地域生活を継続するための支援やその体制づくり」のためには、徹底した個別支援(介護保険外のサービス、人間関係の調整等を含めた支援)とそれを支える地域資源(インフォーマルな取り組みを含む)の開発およびネットワーキングが必要である。
  - ・こうした機能を整理すると
    - 「総合相談」…相談の受付とそれに対する問題解決(個別支援)を行う。相談事例を集積し、地域のニーズを明らかにする(資源開発へ)
    - 「権利擁護」…虐待ケースへの介入・支援(個別支援)を行う。
    - 「包括的・継続的ケアマネジメント」…ソーシャルワークが必要な場合の「個別支援」を行う。ケースによっては居宅介護支援事業所の後方支援を行う。支援を必要としている人一人ひとりを個別支援するためのネットワークを形成する核となるとともに、それをきっかけとして地域社会レベルにおいてネットワークを作っていく。
- 特に下線部は現行では明確に位置付けられていないが、必要な機能として位置付けるべきである。
- ・こうした「包括的支援事業」は地域包括支援センターだけでなく、地域の中でさまざまな支援を必要としている人のキーパーソンとなっているNPOや住民参加活動等にも委託が可能とするべきである(とくに個別支援の部分)。
- ・なお、地域包括支援センターを中心にしていくなれば、介護予防に偏重している現在の業務を改めるために、居宅介護支援事業所や介護予防通所介護事業所に介護

予防プラン作成業務を外部にすべて委託できるようにして整理する必要がある。

## 2 地域におけるインフォーマルな取り組みへの支援

インフォーマルな取り組みに対する公的評価を明確にし、支援を行うこと

- ・地域包括ケアにおいては、個人個人で異なるニーズをきめ細かく支援することが必要になり、厳格なニーズ審査やサービス内容の標準化が求められるフォーマルサービスだけでは支えられないのが現状である。そのためインフォーマルな取り組みを促進、活用していくことが重要である。
- ・NPO活動や市民参加活動をフォーマルサービスや営利活動と同等に捉え競争関係に追いやるのではなく、「地域住民が参加して地域生活を支える福祉的活動」であることを評価し、拠点や資金に関する支援を行うべきである。
- ・そのために、都道府県など広域行政の役割として、域内におけるインフォーマルな取り組みに対する目標設定を行い、サービスの地域格差の是正に務めると共にコミュニティが担うインフォーマルサービスに対する補助や助成支援の役割が望まれる。

サービスとコミュニティをあわせ持つ拠点の整備推進

- ・インフォーマルな取り組みを地域包括ケアのなかの資源としていくためには、拠点が不可欠である。学校の空き教室(余裕教室)、地域集会所など既存のコミュニティ施設、公有地等を活用し、市民の生活圏でありコミュニティの単位となりうる中学校区に最低1ヶ所ずつ、ホームヘルプ・サービス、食事サービス、移送・移動サービス等の各種の地域福祉サービスとが共有する拠点を整備し、活動の場を整備していくことが必要である。
- ・公的な機能を中心とする地域包括支援センターだけでは、インフォーマルな取り組みに関するきめ細かいネットワーク形成は容易ではない。そこで、上記の拠点到コーディネーターを配置し、個人や地域ニーズと各種のサービスとを結びつけ、きめ細やかに小さなネットワークを推進する体制を構築するべきである。

中間支援団体が果たす活動団体支援の強化に向けて

- ・サービスの質の向上、アドボカシーを中心とするより広域的な中間支援団体によるネットワーク機能が必要とされているにもかかわらず、中間支援団体に対する支援環境は整っていない。各地にサービスを創出すると共に質の向上を図り、さらには新たな担い手となるサービス従事者を育成するためにも全国レベルや広域に活動する中間支援団体(市民協・全社協・全老協・移動他)に対するコーディネーター人件費などの継続的な支援が求められる。

## 3 「誰もが望めば地域で暮らし続ける地域づくり」の将来像

地域包括ケア体制の拡大

- ・地域包括ケアは高齢者だけのものではなく、障がい者支援、子育て支援といった地域に安心して住み続けるという福祉ニーズに柔軟に対応する体制を作っていくべきである。

- ・生活者の目から見て、地域の福祉ニーズを制度や対象者別に細分化することには意味がなく、また、インフォーマルな取り組みの多くも「地域住民」という観点で行われており、対象者の区別をしていない。
- ・そのために、地域包括ケアの支援を行う機関（現行では地域包括支援センター。前述のように多様な機能を分担委託できれば、どこが担ってもよい）は、地域福祉という観点で総合的に受け止める機関となることが望まれる。現行制度の枠組みを超えたワンストップによる地域生活支援を充実させるために、各福祉制度を串刺しにする理論の構築と介護保険以外からの財源確保が必要である。また将来的には関連法令を横断する「地域生活支援法（仮称案）」の立法化も考えられる。

高齢者の介護を予防し、健康施策を促進するために

- ・高齢者の健康問題の本質は、「老化」であることが最新理論により明らかになった。本施策においては、老化を標的とした新しい枠組みの健康事業を展開する。